

第1章 総則

第1条 名称を T.S.L という。(Tokai Smile soccer League の略)

第2条 事務所を連盟会長宅に置く

第2章 目的

第3条 このリーグは、加盟チームの相互の切磋により、日本のサッカー水準の向上と普及振興につとめ、相互の親睦を深めることを目的とする。

第3章 事業

第4条 前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- ① リーグ戦の実施 (通称 T.S.League という)
- ② カップ戦の実施 (通称 T.S.CUP という)
- ③ その他目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 この連盟は、T.S.L に登録したチームにより組織される。

第5章 役員

第6条 T.S.L には、次の役員を置き運営その他の業務を行う。

- ① 会長、会計、理事
- ② 機能
 - ・ リーグの規約の改廃
 - ・ リーグ日程の作成及び運営
 - ・ 会計処理
 - ・ 記録の処理
 - ・ その他運営に必要な業務

第6章

第7条 この連盟の経費は次のものである

- ① 加盟チームの登録費
- ② その他

第8条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 登録

第9条 リーグ規約に基づき、年度当初にチーム登録する。

- ① 15名以上で構成されたチーム
- ② スポーツ保険等に加入している。(試合中の怪我等に対する補償は T.S.L は一切行わないものとする。)
- ③ 登録料の納付

その他

- ・ 運営上の問題等による内容変更については、連盟役員会の協議にて決める。
- ・ 2014 年度をプレシーズンとし、発生した問題点は随時改正する。